

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業 H29-医薬-指定-009)

危険ドラッグ等の濫用防止の効果的な普及啓発に関する研究

分担研究課題

危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発の方法に関する調査研究

分担研究者：鈴木順子（北里大学 名誉教授）

研究協力者：大室弘美（武蔵野大学 客員教授）、漆畑 稔（ 公社）日本薬剤師会 顧問）、徳永恵子

（宮城大学 名誉教授）、今津嘉宏（芝大門いまづクリニック）、藤田幸恵・大島紀美子・高

橋千佳子・唐澤淳子（ 一社）地域医療薬学研究会）、大島耐之（名城大学薬学部 教授）、

村田正弘（NPO 法人 セルフメディケーション推進協議会会長）

< 調査研究概要 >

調査研究1 2019年現在の薬物情勢の分析と第五次薬物乱用防止五か年戦略における 広報・啓発・教育の方向性

非常に変化の速い薬物情勢に関して、薬物犯罪の構造変化に着目し、薬物濫用防止のために必要な視点と取組の方向性を検討した。また、第五次薬物乱用防止五か年戦略のビジョン、指向性、プランを解析し、薬物情勢の検討と併せて地域の啓発、地域教育にどのような取組が求められるかを検討した。

調査研究2 共助体系による薬物濫用防止を軸とした地域の生活衛生安全向上活動推進を目的とした広報・啓発の取り組み

薬物濫用防止を中心とする地域の公衆衛生向上に向けた土壌形成を目的として組織した研究会をベースとして、活動を行った。

年次統一ポリシーを「地域の生活者の安全・安寧を確保するための共助職種・共助機関の役割と活動」として、薬剤師を中心とした共助職種向けの広報・学習の機会を2回設定するとともに、地域住民及び共助職種を混在させての啓発セミナーを2回実施した。また、関連組織・団体の集会の共催、後援、企画参加を推進し、共通のコンセンサス形成、連携関係構築を図った。

更に、これと並行して、さまざまな講演、メディア、広報紙掲載などの機会において薬物濫用防止に関する資料提供、広報を行うとともに、薬剤師等共助職種が薬物乱用防止等を中心とした地域住民の教育・啓発を実施するために必要な素養の検討、及び人材育成のための教育企画・教育資材の検討を開始した。

報 告

調査研究 1

2019 年現在の薬物情勢の分析と第五次薬物乱用防止五か年戦略における広報・啓発・教育の方向性

A. 目的

薬物濫用防止に係るさまざまな対策を、どのような指向性とどの程度の緊急性をもって実現していかなければならないかという命題に即して、薬物情勢についての分析・検討を行うとともに、第五次薬物濫用防止五か年戦略の指向性と想定される対策等との整合性を検証する。

B. 方法

- 2019 年現在における薬物犯罪について薬物の種類と青少年の犯罪関与の動向、及び外国人の関与の動向を分析し、今後、啓発・地域教育を行っていく上で必要な視点を抽出する。
- 第五次薬物濫用防止五か年戦略の指向性を明らかにするとともに、啓発・地域教育にどのように反映すべきか検討する。

C. 結果・考察

1 2019 年現在における薬物犯罪の状況・傾向の分析

1 分析資料

警察庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課
平成 30 年における 組織犯罪の情勢 【確定値版】 平成 31 年 3 月
令和元年上半期における 組織犯罪の情勢 【暫定値】 令和元年 9 月

2 分析結果

1) 薬物事犯（検挙人員）数の年次推移及び検挙者の内訳（組織暴力団、外国人）

表 1 薬物事犯（検挙人員）数の年次推移及び検挙者の内訳（組織暴力団、外国人）

■ 覚醒剤事犯について

覚醒剤事犯検挙人員数は平成 26 年以降、1 万人前後の微減あるいはほぼ横ばい傾向といえるが、相変わらず薬物事犯中では最大数となっている。暴力団関係者の占める割合は平成 28 年以降 50%を切ってはいるが、覚醒剤事犯中では最大数であることは変わらない。

覚醒剤事犯における外国人の構成比率は 5%～7%程度で推移しているが、平成 30 年上半期に比べて令和元年上半期の構成比率が 8.8%と跳ね上がっており、外国人の本邦訪問が増えている現状においては警戒すべき現象といえる。

■ 大麻事犯について

大麻事犯の検挙数が年々増加していることはすでに指摘されているところであるが、暴力団構成員の比率が若干低下傾向にあること、外国人の比率が 7～8%の間で推移していること、大麻事犯の検挙事由が主に「所持」であること等を考慮した場合、大麻が個人の生活レベルに入り込み、蔓延しつつある可能性が示唆される。

■ 麻薬・向精神薬事犯について

絶対数では覚醒剤事犯、大麻事犯に比べて少ない（1000 件未満、400 人前後）が、平成 26 年以降増加傾向にあり、暴力団構成員の比率が低下傾向にあるのに対し、明確に外国人の比率が増大し 30%を超えてい

る。合成麻薬、コカイン、ヘロイン共に外国人による犯罪が多いが、平成30年では、特にコカインに関係する検挙人数が平成26年比で3倍を超えている。(平成26年：61名 → 平成30年：197名)

2) 薬物事犯の年齢層別構成と再犯率

■ 覚醒剤事犯について

平成30年上半期の総検挙人員数：4,635名に対し令和元年上半期の総検挙人員数は3,970名、665名の減少であった。20歳代以上のすべての年齢層で検挙人員数が減少しているのに対して、20歳未満の層では41名から42名となっており、減少がみとめられないこと、並びに大学生(20歳以上も含む)では3名から12名へと大幅に増加し、個別の事件なのか、集団的摘発があったのかは不明であるが、平成30年全年の検挙数に迫る数字となっており、大学生の薬物使用に対する禁制意識の低下が懸念される。

また、検挙人数が微減、横ばいであるとはいえ、再犯率は非常に高く、平成21年の58.0%から順当に増加し、平成30年では66.1%となっている。平成30年、令和元年の各上半期においても、再犯率はそれぞれ66.5%、66.7%と高い水準であった。

■ 大麻事犯について

図1 人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移

平成30年では全年代層で検挙人数が増え、最多年齢層は20歳代である。20歳未満の検挙者は平成26年比で5倍超(80名→429名)、20歳代でも2倍を超えた(658名→1521名)。このうち、生徒・学生の検挙員数は平成26年において中学生3名、高校生18名、大学生

27名、合計48名であり、平成30年においては中学生7名、高校生74名、大学生100名、合計191名であった。高校生、大学生については、平成26年以降、一度も実数として減少したことはない。

なお、平成30年上半期の生徒・学生の大麻関連検挙人数は中学生1名、高校生34名、大学生46名、合計81名であったのに対し、令和元年間半期においては中学生4名、高校生51名、大学生60名、合計111名となっている。

更に、平成21年以降、いわゆる初犯者率は順当に低下しつつあり、平成21年の84.8%から平成30年では76.6%となっており、検挙人数の増大に対して再犯率が隠れた形で高まっている可能性を示唆している。

3) 我が国への違法薬物の供給

表2 薬物事犯別密輸入検挙人員の推移及び検挙者の内訳(組織暴力団、外国人)

■ 覚醒剤の違法供給

わが国への覚醒剤の密輸入は、従来から主たる国内覚醒剤の供給源であり、平成30年では、覚醒剤関連検挙人数9,868名のうち密輸入事由の検挙人数は157名(1.6%)であった。覚醒剤密輸入に関わる検挙員数のうち、平均的に90%弱が暴力団構成員、外国人によるものである。特に外国人による密輸入が高率(65%~75%)である。一方で平成28年以降、組織暴力団や外国人の関与は漸減傾向にあり、邦人個人又はいわゆる組織暴力団とは認識されていない国内第三勢力による密輸入が増加している可能

性が示唆される。

また、覚醒剤は大麻と異なり国内密造が困難なことから、単純に考えれば 2%弱のものが持ち込んだ覚醒剤を残りの 98%の人員が流通させ、所持し、使用していることになり、完成された流通ルートがあること、使用誘引の筋道が確立されていることは明らかである。

■ 大麻の違法供給

わが国への大麻の密輸入は、国内大麻供給源としては、覚醒剤に比べて低率である。平成 30 年の大麻事犯検挙人数は 3,578 名、うち密輸入犯の人数は 63 名（1.8%）であった。大麻密輸入に組織暴力団、外国人が関与している率は平均的に 60%であるが、年次によって波があり、大麻の密輸入に邦人個人又はいわゆる組織暴力団とは認識されていない国内第三勢力が関与している割合が少なくないことが示唆され、覚醒剤の場合とは様相が異なっている。厚生労働省などが警告している情報によれば、近時、大麻の形態が多様化し、大麻ワックスや大麻クッキーなど、警戒感を希薄化させるような製品が増えているため、個人による持ち込みが増えている可能性があると推測される。また、覚醒剤とは異なり、大麻は国内での違法栽培による供給もあり得ることから、大麻違法栽培に組織暴力団等が関与するケースもあり、海外からの多様な製剤の持ち込み、国内違法供給の両面での流通拡大が懸念されている。

■ 麻薬・向精神薬等の違法供給

麻薬・向精神薬等の密輸入検挙人数は平成 28 年を底として増加傾向にあったが、平成 30 年に 92 人に跳ね上がった。平成 26 年以降、麻薬・向精神薬等の密輸入に組織暴

力団、外国人が関与している率は平均的に 55%であり、平成 30 年では 64%であった。外国人の関与している割合は組織暴力団の 5 倍～10 倍であり、麻薬・向精神薬等の違法持ち込みは外国人によるものが主力であると推測される。

しかし、平成 30 年の麻薬・向精神薬事犯人数は 415 名であり、実にそのうちの 22%が密輸入に関わっていること、更にその半数近くは外国人でも組織暴力団構成員でもないことには逆に留意が必要である。

3 2019 年現在における薬物犯罪の状況・傾向に関する考察

2019 年現在の薬物犯罪情勢とこれまでの統計から見える傾向を、覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬といった薬物種類別に、①犯罪者数の動向及び年齢別構成、②組織暴力団及び外国人の関与の動向、③外国から国内への供給（違法輸入）の傾向の 3 視点から分析した。

この前提として、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを直接のトリガーとして外国人の本邦訪問が飛躍的に増大する可能性が高いこと、すでに政府の方針「観光立国」に基づき、外国人の訪問が 10 年前には考えられなかったスピードで増加しつつあることなどがある。

文化や生活常識の異なる人々を受け入れる態勢が、ハード面でもソフト面でも不十分であることは否めない。特に異文化交流ならぬ「日本の社会常識とは相いれない異文化の浸透」、端的に言えば「大麻使用は文化」といった主張に対して、これまでは一部の国内勢力による主張だったものが、直接に大麻使用が許容されている外国人との接

触の中で、「大麻もそう悪いものではない」というムードが醸成されていった場合、どれだけそれに抵抗できるのか、全くの未知数である。

図2 に「令和元年上半期における外国国籍の薬物事犯に関する主たる統計値」を示した。

東アジア地域出身事犯では、「覚醒剤事犯」が多い。一方、アメリカ出身事犯では、突出して「大麻事犯」が多く、「麻薬・向精神薬事犯」の占める割合も高い。ブラジル出身事犯では薬物犯罪総数が多く、覚醒剤事犯と大麻事犯がほぼ同程度であり、麻薬・向精神薬事犯も見られた。ペルー出身事犯では、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬・向精神薬事犯それぞれへの分散が見られた。

現在、懸念されるのは、収益目的の違法薬物持ち込みだけでなく、そもそも犯意の薄い層による違法薬物の持ち込みの増加＝生活感覚・文化の持ち込みである。そのような意味では、国内・国際的に違法性が常識となっている「覚醒剤」以上に大麻、麻薬・向精神薬について生活の水際で警戒を強めなければならない。犯罪件数が少ないため、図2には提示しなかったが、西欧イギリス、フランス、ドイツなどからは、覚醒剤の持ち込みは極めて少なく、大麻、違法麻薬・向精神薬の持ち込みがほぼ同レベルで発生しており、現実的な「モノの持ち込み」以上にアメリカを含めた、大麻使用、麻薬使用のゆるさといった感覚がそのまま持ち込まれることも想定される。

わが国では、若年層を中心に異文化に対するあこがれが強く免疫が低い。適正な知識や評価力、批判力がないままに、「違法薬物使用」のハードルが下がっていく可能性

を現実的なものとして考えていく必要がある。

今後は薬物犯罪の取締り強化と薬物犯罪に関する報道の強化、こうした背景によるリアリティのある広報と啓発が随時実施できる体制が必要とされていると考えられる。

2 第五次薬物乱用防止五か年戦略における広報・啓発・教育の方向性

1 趣意

平成30年から実施されている第五次薬物乱用防止五か年戦略の構成と構造、強化点等を分析し、2019年現在における薬物犯罪の状況・傾向の分析と合わせて、薬物濫用防止の適正な啓発・教育、特に生活的部面での意識変容に向けた取り組みに反映させる。

2 分析資料

- ・第四次薬物乱用防止五か年戦略
- ・同 フォローアップ
- ・第五次薬物乱用防止五か年戦略
- ・同 フォローアップ

3 経過と結果、小察

厚生労働省は、平成30年8月、第五次薬物乱用防止五か年戦略の公表に先立ち、「強化した主な事項」、「新設した事項」について発表した。

【強化した主な事項】

(1) 密輸対策の強化

■ 強化の理由

- ・覚醒剤の押収量が2年連続で1トンを超えていること
- ・国境を越えた人・物等の移動の活発化

■ 主な取組

- 国内外の取締機関と連携した早期の情報入手
- 税関の検査機器など取締りに必要な資機材の整備と体制の強化

(2) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対策強化

■ 強化の理由

- ・インターネット上の匿名性の高いウェブサイトの利用等の増加

■ 主な取組

- 協力事業者等からの通報やサイバーパトロールによる密売情報収集
- 海外の取締機関からの密売手口対策に関する情報収集

【新設した事項】

(1) 未規制物質等[※]への対応 (※日本で規制されていない薬物や使用形態が変化した薬物)

■ 新設の理由

- ・覚醒剤の類似物質や麻薬フェンタニルの類似物質などの流通
- ・大麻ワックスなど使用形態の変化した大麻の流通

■ 主な取組

- 海外の取締機関や国連からの薬物情報の収集と取締の強化
- 新しい乱用薬物等の毒性の評価、鑑定手法の研究とその活用

(2) 向精神薬を悪用した凶悪事件発生防止のための監視や取締り

■ 新設の理由

- ・向精神薬を悪用した凶悪事件（殺人・殺人未遂など）が多発

■ 主な取組

- 国内外での向精神薬の悪用などの乱用情報や依存実態の把握
- 向精神薬を取り扱う事業者における管理や不正流通の有無について徹底した監視や取締の実施

以上から、第五次薬物乱用防止五か年戦略は、海外からのヒト、モノの流入増加を意識した密輸対策、ITを利用した巧妙な密売対策（情報対策）、未規制物質の取締、向精神薬不正使用による事件を意識した取締など、

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

目標 4

水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

目標 5

国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

に重心を置いた計画建てとなっている。

図4に厚生労働省から出された『第五次薬物乱用防止五か年戦略（概要）』を示す。このような全体ビジョンが

目標 1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止、

目標 2

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止にどのような影響を与え、どのような戦略構想に進化しているのかについて、研究課題となっている目標1を中心に戦略経過に即して比較検討する必要がある。

【目標 1 に関する検討】

表 3 に第四次薬物乱用防止五か年戦略、第五次薬物乱用防止五か年戦略の目標 1 に関する記載の比較対照を示す。

<第五次薬物乱用防止五か年戦略における目標 1 に関する変化>

目標 1 は、薬物乱用の未然防止を目的とした教育や啓発による意識向上をはかる諸施策が記載されるものである。

1) 目標 1 そのものの記述にみられる変化

第五次薬物乱用防止五か年戦略では、ターゲットを「青少年を中心とした国民全体」とし、家庭、地域社会から更に具体的な行動者としての個人を意識したものとなっている。また、規範意識向上のための働きかけとして、啓発のみならず新たに広報を明記した。

基本的な考え方として以下のように特記されている

■ 特記事項①

『薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じた積極的な広報・啓発が必要不可欠である。』

小 察

青少年に着目して、従来からある「薬物乱用防止教室」の中に、積極的な広報を含める。現在、薬物情勢は非常に変化が激しく、情報の氾濫が著しい。情報の適否の判断力が低く、影響されやすい層に随時適正な情報を提供していく姿勢（広報）とは、前もって結論を与えることではなく、適正な判断に到達するための材料を与えることであり、

薬物乱用防止に対する青少年の考え方や判断力を育てる上で適時・適正な広報は極めて有用であると考えられる。

■ 特記事項②

『啓発対象年齢層に応じて、薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等、より理解しやすい手法を検討しながら、効果的な啓発を実施する必要がある。』

小 察

啓発においては、国民全体をターゲットとする場合、『啓発対象年齢層に応じて』という着眼は必要不可欠である。年齢層の違いは、大枠では社会背景の違いをも包含するものであり、啓発手法として採用可能な方法は局面において異なる。また啓発のアプローチ（切り口）や内容のレベルもおのずと異なってくる。これまで、手法と内容アプローチ、レベルの不一致や対象の錯綜は少なからずあったと考えられ、今後は各啓発活動の実施タイミングや実施主体も含めた連携に基づく体系化が求められる。

■ 特記事項③

『現在、青少年を中心に乱用が拡大している大麻や、今後流通しうる乱用薬物について啓発を強化する必要がある。』

小 察

グローバル化の進展に伴い新たに流入する可能性が高い多様な大麻製品、あるいは合成麻薬向精神薬、未規制物質に対する啓発及び取締強化の必要性は飛躍的に大きくなっている。

2) 目標 1 のプラン構成の変化

■ 新設プラン

(4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

新設意義：

我が国と諸外国における薬物乱用状況には大きな違いがあり、海外渡航者が渡航先において、興味本位で薬物を使用することを防止するとともに、「運び屋」への勧誘に応じることの危険性について、十分に注意喚起を行う必要がある。

(6) 広報・啓発活動による効果検証の推進

新設意義：

各種広報・啓発施策の実施による効果を検証し、より一層効果的な施策を実施する。

3) 各プランにおけるオペレーション視点と方略の変化

<プラン(1)～(3)について>

目標1では、6プラン中3プラン((1)、(2)、(3))において対象別・部面別の方略をきめ細かく設定している。

■ プラン(1)

主に学校教育部面を想定して、小学校、中学校、及び高等学校における薬物乱用防止教育の内容充実、大学生に対しては、啓発資料の作成と入学時ガイダンスにおける利用、などアプローチを変えた「教育充実」を図っている。

小 察

「研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上」を独立的オペレーションとして掲げ、薬物乱用防止教育全般、薬物乱用防止教室、他啓発・教育を担うことのできる人材育成、資質向上を計画している。『薬物乱用防止指導員の育成と資質向上を図る』ことがこのオペレーションに明記され、広範な人材育

成を強化策としている点で特徴的である。

■ プラン(2)

学校教育の場にはいない少年を焦点として、有職者であれば、社内において薬物乱用防止講習会を実施する、また、有職無職を問わず、薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布するなどの方略を提示している。更に、広報・啓発の手段としてインターネットを掲げ、従来の「街頭キャンペーン」以上に近時の生活事情に密着した手法を取り入れている。

小 察

街頭キャンペーンは、啓発手法としてベーシックに随時実施されるべきものであり、対象を街頭にいる少年に限定するものではないと考えられ、その特性を最大活用するためにもオペレーションから一段上位のプランレベルに引き上げ、体系的なキャンペーン実施と効果の測定、成果の共有を図れる態勢にすべきである。

■ プラン(3)

家庭・地域社会を焦点として、目標を「薬物根絶意識の醸成」と「(薬物乱用)未然防止」の二重建てに構え、広報・啓発機会を提供する環境条件整備を行うものとした。

小 察

第五次薬物乱用防止五か年戦略では、プラン(3)に相当の力点を置いているのが特徴であり、以下の5つのオペレーションが提示され、第四次薬物乱用防止五か年戦略の成果も踏まえたオペレーション組み換えのもとで、それぞれ同等のオペレーションウェイトをもって実施していくことが企図されているものと考えられる。

オペレーション：家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進

小 察

本プランは過去においては、主に厚生労働省、文部科学省、警察庁の所管するところであったが、新たに法務省の参画を得て、『“社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用問題をテーマとした 地域住民を対象とする講演会、住民集会、ケース研究等を実施するとともに、地域における研修会及び講演会などへ講師を派遣する』が加わり、広範囲にわたる多角的でアグレッシブなプラン構造となった。

このオペレーションを構成するキーワードは、『薬物乱用防止啓発資料の作成・配布等』『地域住民対象講演会、住民集会、ケース研究等の実施と講師派遣』『啓発講座「依存症予防教室」実施』であり、重層的な構えとなっているのであるが、課題は常に、末端の実施担当者（地方行政）及び協力機関・団体における一部の過負荷と混乱、実施意図の放散、想定される協力者の締め出しや情報的分断が発生する可能性という点にあり、計画を空洞化させないためにも、プラン水源における意思一致と情勢変化を睨んだ随時の再評価、オペレーション再構成が求められるものと考えられる。

また、本プランには『未然防止』の観点から、「インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報への対策としてフィルタリングの導入を普及促進する」が初めて明記され、今般の情報氾濫、グローバル化の流れに対応して、プラン（2）における「IT等を活用した広報・啓発」と両輪をなす対策が整備されようとしている。IT情報のフィルタリングは技術的にも作業上も非常に負荷を伴うだけでなく、国民の法益・権益に直接関わってくるため、プロバイダや関係業者との密接なやり取り、指導など

が必要とされる。

簡単なことではないが、喫緊に必要なこととして、薬物乱用防止に関わる全てのもので立場に応じてどのような協力が可能であるかを検討する場を設ける必要がある。

オペレーション：関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用

小 察

相談機関間の連携強化により迅速な情報共有体制を構築するものとして、広範囲の省庁横断的な取り組みが企画され、共同の関係機関・団体にむけた啓発ポスターやチラシの配布を行うものとしている。

また、このプランにおいて、初めて『薬剤師会等の薬物の専門知識を有する関係機関・団体と連携し、啓発活動を実施する。

（厚生労働省）』が明示された。具体的には第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップによれば、「薬物乱用防止啓発訪問事業を実施するにあたり、薬剤師会等の専門知識を有する関係機関・団体と連携して、専門知識に基づく啓発活動を実施した。」とのアクション報告がなされているが、このプランはそもそも家庭や地域社会を焦点とするものなので、薬剤師等の地域の共助職のキャパシティを十分に活用するためには、薬物乱用防止啓発訪問事業関係以外のアクションの必要性を検討する必要がある。また薬剤師以外の生活衛生・保健に関わる職種との協働体制についても検討する必要があると考えられる。

オペレーション：街頭キャンペーン等による啓発の推進

小 察

「街頭キャンペーン等」の意義が各部門でのアクションから一段引き上げられた。第五次薬物乱用防止五か年戦略では、「広報」が重視されているところから、街頭キャンペーン等の持つ2つの機能・効果のうち、啓発に加えて改めて広報的意義に期待が寄せられているものと考えられる。

街頭キャンペーン等が、関係省庁横断的に、かつ年間縦断的に展開されれば、常時、どのような生活背景を持つ人であっても、何らかの薬物乱用防止情報に接するということになり、危険情報の氾濫に対する抵抗性を作る基盤となるとともに、見守りの眼があることを意識する機会ともなる。さらに実施協力者にとっても、年間において体系的・多角的なキャンペーン等が計画されている中にあることによって、自らの地域社会に対する責務を再認識し、意識を高める機会ともなるといった相乗効果も期待されるところであり、今後、実施協力者を広く求めていくなどの工夫によって、地域安全の底上げさえ期待することができる。

また、手法として駅前や街頭でのキャンペーン等、及び街頭ビジョン、交通広告媒体等の活用があげられているが、後者については、公共機関、公共交通のみならず、周辺関係組織・団体にも拡大可能であればより地域住民が目にする機会が増えるものと考えられる。

オペレーション：地域における相談窓口の周知

第四次薬物乱用防止五か年戦略における成果を受けて、その一層の進展のため関係省庁横断的にさまざまな機会を使って、地域住民に対する相談窓口の周知を図っている。

オペレーション：薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進

第四次薬物乱用防止五か年戦略においてもアクション化されていた事項であるが、特に予防的観点から「早期発見」、普段から見守りのためのアクションが加えられている。

<プラン（4）～（6）について>

「広報・啓発」を主たるキーワードとして、誰を対象にどのような効果を狙って、どのようなアクションを行うかを一連の流れとして計画している。

■ プラン（4）

海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進
背景：我が国と諸外国における薬物乱用状況には大きな違いがある。

狙い：外国において興味本位で薬物を使用することを防止する。

対象：海外渡航者

オペレーション

○ 広報媒体等を活用した広報・啓発

- ・ 財務省、外務省を含む関係機関横断的に、ウェブサイト等を活用して、違法薬物の危険性、海外での違法薬物の所持、密輸等の危険性、大麻を原材料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起及び政府の取組の周知を図る。

○ 関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進

- ・ 海外渡航関係事業者等に対し、渡航先における薬物乱用の危険性や薬物乱用防止に関するポスターの掲示、ウェブサイト等の紹介を依頼する。

小 察

海外渡航者に対する詳細丁寧な注意喚起

と我が国の取り組みの周知は、海外におけるさまざまなリスク回避に有益なだけでなく、海外渡航をきっかけとして改めて国内の薬物に対する取り組みのありかたを学習する機会を与えることにもつながる。

近時、家族旅行や、小中高等学校の修学旅行など海外渡航経験年齢が下がっていることを考慮した場合、初めての海外渡航時、又は集団での海外渡航時にその時々の薬物情勢や海外の国情に応じた小講習を行うなどの機会を設定するのも有益ではないか、と考えられる。(ヒトの学びの効果は具体的な契機や事象に根差したもののほうが高い)。

■プラン（５） 広報・啓発の強化

背景：青少年を中心とした大麻事犯検挙者の増加や、乱用薬物の種類・形態等のめまぐるしく変化する現状

狙い：青少年を中心とした国民全体に対し薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させる

視点：科学的知見に基づき、各年齢層に応じた広報・啓発の実施が必要とされること

オペレーション

○ 科学的知見のさらなる活用促進

- ・ 薬物の危険性・有害性等の科学的知見を関係機関・団体と共有し、広報・啓発資料に反映させ、内容の充実を図る。
- ・ 違法薬物による死因については、医師による死亡診断書・死体検案書への適切な記載とともに、警察等の情報提供により、適切に市町村と共有を図る。

小 察

科学的知見を高め、これに我が国の国情と制度的組み立てを併せて我が国の薬物規

制の考え方を合理的に説明することが、例えば「科学的知見のカット&ペーストによる大麻解禁」といった圧力に対しては唯一有効な方略である。すなわち、薬物規制は科学的知見のみによるものでも、制度的組み立てのみによるものでもなく、その両者の止揚されたものである。

したがって、不断に両者の洗い直しを行い、情報共有を図りつつ漏れのない態勢を確保する必要があるものと考えられる。

オペレーション

○ ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発

- ・ 政府広報、ウェブサイト、啓発用DVD等を始めとしてより青少年の目に触れやすい広報媒体を活用するとともに、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いるなど、手法を工夫し、内容を充実させ、啓発活動を強化する。
- ・ 「あやしいヤクヅツ連絡ネット」を通じて、インターネット上で販売される薬物等の関連情報を収集・提供するとともに、薬物乱用の危険性・有害性等の周知を行う。
- ・ ウェブサイトや税関展示室等を活用し、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報する。

小 察

青少年対象を想定した場合には、青少年の実感に沿いやすい媒体の工夫は絶対的に必要である。また、一方的な発信だけでなく、情報収集にも益する媒体の使用といった双方向性の場体活用や、税関展示室といった出入国の水際における印象付けに役立つ工夫がなされており、情報の氾濫とグロ

ーバル化に対応する積極的なアクションである。

- ・消費生活センター等の協力を得て啓発ポスターやチラシを配布する。

小 察

地域住民の生活に密着した消費者生活センターの活用は、目標1の主旨を活かすものと考えられる。薬物の問題が、改めて生活安全の問題であることを印象付けることができる。一方でポスター、チラシ等の配布対象がどこ（誰）であるかによって、距離感が変わってくるのが考えられるので、配布後どのように活かされているかなどを検証していく必要がある。

- ・自動車運送事業者に対し、監査や講習等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知する。

オペレーション

- 乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発
 - ・効果的な啓発を実施するため、我が国の薬物乱用情勢に即した啓発内容を関係機関等と共有する。

オペレーション

- 統一的な方針に基づく啓発の推進
 - ・関係府省庁と連携して、啓発方針等を明確にするとともに、関係機関及び地方公共団体に対して情報共有を行い、国・地方等が一体となり啓発活動を推進する。

小 察

一般に縦割り行政という言葉に代表されるように、1つの施策を実施する場合に関

係省庁間の連携がないと、アクションがピンポイントになりやすく、取りこぼしや盲点が起きる。

そのために全体としての効果や成果を測定できず、実感がないという結果に陥りやすい。

また、国一都道府県一市区町村一現場といったカスケード構造では、段階を経るごとに理解の程度やモチベーションレベルが変化し、特に末端実施者・実施協力者において施策の戦略的意義が希薄化し、戦術的目標達成のみが自己目的化される傾向がある。

このいずれの場合であっても、「統一的な方針」が明確にあること、それが縦にも横にも共有されていることが問題解決の強力な第1歩であることは疑いがない。

第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップによれば、

- ・国と地方等が一体となって効果的な広報啓発活動を推進するため、関係府省庁8課長による連名通知「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について」を発出し、都道府県等の関係機関に広報啓発活動強化を依頼した。

- ・啓発担当者連絡会を開催し、関係機関間で啓発方針に係る検討を実施した。

等の実績が記載されており、今後、地域包括ケア単位レベルでの底上げや、人材育成に向けた浸透が期待される。

■ プラン（6）

広報・啓発活動による効果検証の推進
各種広報・啓発施策の実施による効果を検証し、より一層効果的な施策を実施するために、以下の取組を行う。

オペレーション

○ 意識調査の実施

- ・ 青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行うなどして広報・啓発活動の効果を確認するとともに、意識調査の結果を広報啓発活動に反映させるなど、広報・啓発施策の一層の充実を図る。(厚生労働省、警察庁)

小 察

薬物乱用防止五か年戦略において、広報・啓発活動の効果検証がオペレーションとして提示されたのは画期的である。

これまで、さまざまな地方行政の担当者等にインタビューを重ねてきたが、「広報・啓発活動は効果検証が困難であるため、どうしても取締や数値化できる施策に向きがちである」といった意見を耳にすることが多かった。

いやしくも、国民の租税を用いた施策の展開ではあるので、効果を検証できない施策には予算を割くことはできないという主張は当然のことではある。しかし、統一的内容による意識調査を全国的に行うことが可能であるならば、その結果及び結果の推移をもって一定の効果検証は可能となる。意識調査については前記のようにフォーマット化する必要があり、また調査対象によるバイアスを可及的に排除できるような実施基準が必要となるかもしれない。こうした活動を可能にする大前提が「統一的な方針」であり、五か年戦略を通じてこの2つのオペレーションのブラッシュアップが望まれる。

調査研究 2

共助体系による薬物濫用防止を軸とした地域の生活衛生安全向上活動推進を目的とした広報・啓発の取り組み

A. 実施事項

1 一社) 地域医療薬学研究会の広報・啓発活動

一社) 地域医療薬学研究会 (SSCP) は、2019年3月の理事会において、次期2019年度活動の年次統一ポリシーを「地域の生活者の安全・安寧を確保するための共助職種・共助機関の役割と活動」とすることを決定し、主たる活動計画を策定した。

■ 年次活動内容

1 地域の共助職種向けセミナー (主催)

1) 一般社団法人 地域医療薬学研究会 (SSCP) セミナー (2019年度第1回)

日時: 2019・6・8 (土) 13時~17時30分
(於: 北里大学白金キャンパス)

テーマ: 『アプローチ次第で患者は変わる、くらしが変わる』

プログラム:

リード: 『予防』を焦点とした地域包括ケア体制の構築

SSCP 代表理事 北里大学名誉教授
鈴木順子

特別講演: 「薬事行政の動向と薬剤師への期待」

安川 孝志 先生

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
薬事企画官/医薬情報室長

教育講演: 「2040年~2060年の課題と薬剤師の生き残り」

藤田 道男 先生

(一社 次世代研究所代表・医
薬ジャーナリスト)

リレーセッション：

報告とヒント「アプローチ次第で患者は変わる、暮
らしが変わる」

○ 医の立場から

「居宅療養患者の爪白癬治療を通して」

今津 嘉宏 (芝大門今津クリニック院長)

○ 看護の立場から

「褥瘡ケアに目をむけてみませんか？」

徳永 恵子 (宮城大学 名誉教授)

○ 薬・介護の立場から

「地域の情報拠点を目指そう」

ヒロ薬局 塚本 久美

モニター報告

しあわせです感謝グループ 代表

薬剤師 久田 邦博

代表理事 鈴木順子先生からは、地域包括ケア体制で一番大切なのは予防であると紹介があった。「地域包括ケアシステムの全体像」において、医療の領域に薬局が記載されているが、実際には医療だけではなく介護も生活支援・介護予防にも薬局は関わっているはずとの言及があり、健康サポート薬局はこの全体像すべてに関わっていることを実感できた

特別講演の安川孝志先生からは調剤技術料 1,8 兆円に見合った業務をしているのか？ 医療・介護関係者、行政に理解されているのか？ 患者や住民に信頼される薬剤師になっているのか？院内に比べて院外は負担がかかるが見合う業務になっているのか？と手厳しい質問が会場内に投げかけられた。地域住民に対し薬局の機能が理解されるという課題への取り組みはまだまだで

ある。一人一人の薬剤師が自信を持ち自然体で住民生活に関りをもつことができるようになる必要を感じた。

教育講演の藤田道男先生は薬剤師は誰から報酬を得ているのかを考え、基本の「キ」から見直し、意識と行動を変える必要性を訴えた。地域における薬局の存在の必要性・重要性を地域住民の立場から考えていくことが必要であり、藤田先生が提案されたようにマニフェストを掲げ地域で選ばれる薬局総選挙に臨む覚悟が求められる時代と感じた。

最終セッション「報告とヒント」では、医の立場から：今津嘉宏先生からは患者さんに対してチームが「資格という壁」を作らず、出来ることを出来る人が行う「真の一粒」について提言された。看護の立場から：徳永恵子先生からは患者さんに対し必要なことは、医師と対立しても尻込むことなく考え方を考える努力を継続する重要性を示された。薬・介護の立場から：塚本久美先生からは情報を聞かれるのを待って応えるのではなく積極的に薬局から最新の情報を発信する具体的な事例について紹介された。3名からは切り口は異なるものの住民を中心に置いた地域医療のあり方について学ぶことが出来た。

住民を中心とした地域医療において薬局・薬剤師の存在価値は入手した情報を薬学的な知見から他職種とは異なる関わりを持つことであり、専門家として多職種との合意形成を図ることであり、そして、地域住民、行政、医療・介護関係者にその存在価値を訴求していくことが重要であることを改めて考えさせられたセミナーであり「アプローチ次第で患者は変わる、暮らしが変わ

る」というテーマにふさわしい内容であった。今回は実質第1回ということもあり豪華な講師陣を数多くお招きしたため会場内のディスカッションタイムをあまり取る時間が無かったが、この研究会は「白熱教室」スタイルで意見交換する場であるよう要望したい。この研究会は今後発展し続けると考えるが、ずっと一会場で開催することを期待する。

2) 一般社団法人 地域医療薬学研究会 SSCP セミナー (2019 年度第 2 回)

開催日時: 2020・2・16 (日) 13 時~17 時 50 分 (於: 北里大学白金キャンパス)

テーマ: 『変化の中から新たな生活価値の創造へ』
オブジェクト:

「観光立国を目指す日本、2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機に外国からの訪問者は飛躍的に増えると予想されます。私たちは、生活文化・常識が異なる人々を迎え入れる準備ができているでしょうか?

自然災害が多発し、なかなか生活復興ができない日本、私たちはそれぞれの地域において、健康・健全な住民生活のためにどのような貢献ができるのでしょうか?

そして、このタイミングで大きく変わろうとしている我が国の薬事システム、医薬品医療機器等法(薬機法)改正や保険改定、私たちはこうした変化に内在する要請や期待にどのように応えていくのでしょうか?

これらの問いかけは、それぞれ無関係なものではありません。

ここから私たちと地域コミュニティの新たな価値創造を展望してみましょう。」

プログラム

特別講演: 「薬機法の一部および調剤報酬改定と薬

局を取り巻く環境の変化」

漆畑 稔 先生 (公社) 日本薬剤師
会 相談役 SSCP 副
代表理事)

教育講演: 「在宅緩和薬物療法と薬局・薬剤師の役割~ドラッグクライシスを見据えて」

加賀谷 肇 先生 (湘南医療大学 特任
教授、

(一社) 医薬品適正使用・乱用防止推進会議
副代表理事)

報告とヒント:

「処方箋を手放した カウンセリング薬剤師」

下川 麻里 先生 (おくすり舎 代表)

総括とワーク: 「薬剤師のリテラシー」

鈴木 順子 (SSCP 代表理事、北里大学名誉
教授)

2 セミナー共催、パッケージ派遣

1) 一般社団法人 企業福祉・共済総合研究 所会員 株式会社メディアラート 健保・人事・薬局合同セミナー (2019・06・05)

対象: 薬局、製薬会社、健康保険組合

テーマ: 「人生 100 年時代を生き抜くための“人づくり・健康づくり”」

リード講演: 鈴木 順子

薬物濫用防止活動関連資料、チラシ等の配布、会場
内展示

モニター (武蔵野大学客員教授 大室 弘美)

2) NPO 法人 セルフメディケーション協 議会 学術フォーラム 2019 協賛 市民セミナー (2019・10・05)

対象: 一般市民、薬剤師等共助職混成

プログラム:

講演&ワーク 「災害時に出来ること~くすり

と助け合い」

実施責任者：大島紀美子、
プロデュース：鈴木順子、
管理：唐澤淳子、高橋千佳子
モニター 大島 耐之（名城大学薬学部教授）
薬物濫用防止活動関連資料、チラシ等の配布、会場内展示

3) みなと区民まつり 市民インタビュー
調査
荒天のため中止

4) 一社 中性脂肪学会 第3回学術集会
協賛市民対象 アフタヌーンセミナー1
セミナー演者：今津嘉宏、唐澤淳子、鈴木順子
展示ブースでの展示、啓発

5) 一社) 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会
南関東ブロックフェスティバル
(2020・01・19)
モニタリング参加、総括講演 鈴木順子
資料等提供

2) 単独で行った広報啓発活動

1) 製薬会社 WEB ページにおける広報、
誌上講演企画

研究年度中、3テーマを掲載。

うち、1テーマを国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室室長 嶋根卓也氏に、1テーマを日本緩和医療薬学会監事 加賀谷肇氏に依頼することを決め、取材・記事作成・編集を株式会社メディアファームに依頼、監修を行うものとした。

2) 薬系大学広報紙（父兄向け）への関連記事掲載 医療創生大学「薬学ブレティン」

3) Class A Net work [chief editor's
interview] 関連記事掲載

4) 神奈川県薬剤師会倫理研修会
(2019・08・25)

講演：鈴木順子

依頼配布：

薬物濫用問題に関する広報資料

5) 分業を考える会 (2019・09・04)

講演：鈴木順子

依頼展示・配布：薬物濫用問題に関する会場内掲示用ポスター、資料

6) 医療創生大学 拡大特別講義(イグナイト教育・医療倫理学)

(2019・10・07)、(2019・12・23)

講演：鈴木順子、馬瀬八尋

依頼配布：薬物濫用問題に関する広報資料

7) 医療・医薬品情報研究会 第235回研究会 (2020・02・16)

講演：鈴木順子

依頼配布：薬物濫用問題に関する広報資料

依頼展示：薬物濫用問題に関する会場内掲示用ポスター

B. 結果・考察

一社) 地域医療薬学研究会を介した諸活動の目標は、第1に、地域の薬剤師・薬局が調剤中心の業務体系から地域の健康、健全な生活、公衆衛生の向上といった薬事衛生活動をも重点化することの必要性、必然性についてコンセンサスを作ること、続いて、こうした薬事衛生活動にはどのような局面があるかなどについての認識形成・共有を図ることである。

一連の法改正の意義や社会情勢の変化の全体像がつかめないままに、現場的対応を

迫られてきた末端の薬剤師には、少なからずモチベーションの低下も見られ、薬事衛生活動が主務であることのコンセンサスを作ることとモチベーションの向上は表裏一体のものとしてファシリテートしていく必要があった。

こうした考え方にに基づき、本年度は、東京におけるセミナーを2回、地方におけるセミナー、ワークショップを2回実施した。なお、当初、地方セミナーは調査活動を含め5回計画していたが、予定地域での災害発生などの影響で、うち3回を中止した。

東京でのセミナーは主に薬剤師を中心とする共助職を対象として、行政の方針と動向、近時の共通の課題等についての講演とディスカッション、及び相互協力と連携を企図した医、薬、看護、介護の地域における取組の紹介と課題の掘り下げといったプログラム構成を基本とした。

地方セミナー&ワークショップは形式を薬剤師等当該地域の共助職と地域住民の混成として、「地域住民の健康と健全な暮らし」を背景とした課題を取り上げ、地域住民の生活改善ニーズの掘り起こしと、共助職種がどのような支援ができるかの自覚的他覚的明確化、及びリアルな相互認識づくりを図った。

現在、薬事部面では法制度改正が一応の決着となり、先行する健康サポート機能に関する体制づくりも進行しているものと考ええる。

しかし、こうした薬事衛生活動にどのような部面が想定されるか、その想定される部面での活動について、何を目標に、どのような場とツールを用いて活動するか、については、あまり具体的な方略は見当たらない

のが現状である。特に、薬物濫用問題については、日常的に生活ベースで取り組むべき課題とはほとんど認識されていない。このような現状につき、この1年、さまざまな場と局面で小調査を繰り返した。この調査はそれぞれ場と局面、回答に影響を与える要因の存在などにおいてバラバラであるため、統計的意味は低いと思われるが、現実と本音が見えてくる点で興味深い。

総有効回答数 253

Q1 薬局・薬剤師が日常業務やその延長線にあるもの*として、薬物濫用問題に何らかの配慮や介入を行う必要があると思いますか。

*日常業務やその延長線にあるもの：学校薬剤師活動、キャンペーン活動等を含まない

- A1 思う 58名：23%
- A2 思わない 64名：25%
- A3 わからない、考えたことがない
131名：52%

Q2 「思う」と回答された方、その理由を自由に書いてください。

回答

- ポリファーマシー、残薬問題も誤用や濫用と同じ 16名
- 一般用医薬品や、健康食品等の使用に懸念がある 16名
- 健康づくりという点で取り上げるべき課題 9名
- 禁煙活動をやるのであれば、薬物濫用についても同じ 8名
- 薬物濫用は「薬原性伝染病」のようなものだから 7名

Q3 「思わない」と回答された方、その理由を自由に書いてください。

回答

- 現在の業務で多忙、余裕がない
23名
- 医療とは関係ないので薬局業務ではない
14名
- 知識がない、方法がわからない
10名
- 好ましいことではないが個人責任ではないか
7名
- 警察などの取締で解決すべきこと
6名
- 学校薬剤師活動やキャンペーン参加でやることはやっている
4名

この回答状況をみると、主に近時の薬局業務のありかたについての理解の程度、薬局体制の現実を軸に、思う、思わないに分かれており、いまだ薬局業務に対する考え方が浸透しきれていないこと、薬局体制整備の遅れなどがあると考えられ、また、この変化の時期に業務管理・労務管理体制が追いついていない薬局の組織的未熟さにも根源があると思われる、「思わない」群で、思わない理由が薬物濫用防止の是非や社会的価値に迫るものではないところがむしろ問題であろうとも考えられる。今後も、薬局・薬剤師が地域の薬事衛生に関わることは日常臨床としての位置づけにあること、その地域課題の1つとして薬物濫用防止があること、薬物濫用防止という視点で住民の生活に関与していくことで得られる社会的利益などについて地道に体系的な啓発を行っていく必要がある。

また、知識がない、方法がわからない、といった訴えは、非常に重要なテーマを内包している。

薬物濫用防止を考える場合には、科学的側面と倫理性、社会的ロールモデルに応じた対応が要求されるものと考えられる。薬物濫用防止には、国家レベルでの戦略があり、これを最終的にある地域で生活する生活者の生活常識として浸透定着させ、適正な行動がとれるレベルにまで持ち上げることまで考慮しなければならない。

流動する地域社会にあっては、とりわけ、行政が主体となった広報啓発が効果を発揮するためには、「常時」の「多角的アプローチ」によるコンセンサス形成と行動変容の確保が必要である。大きくは健康づくり、地域づくりのコンセンサス形成といってもよい。

このような場合、戦略・計画末端における実行者はそのまま地域のキーパーソンである必要があり、かつ末端実行者は、顔の見える関係による住民側キーパーソンの育成と地域全体への波及を考えていく必要がある。そして、実施側キーパーソンは、住民側キーパーソンその他の住民と国、地方行政の施策をつないでいく必要がある。このような末端における取組によって薬物濫用防止の土壌を形成し、それによって国、地方行政などが行う各施策の効果を向上させることは、これからのコンパクトコミュニティの公衆衛生にとっては必要なループになると考えられる。

なお、実施側末端キーパーソンには、薬物濫用防止に係る統一的な方針とビジョン、科学的知見、法制度、倫理、利用できる社会資源、アプローチ方法、などについての一定の

素養が必要であると考えられる。薬物濫用防止活動は多角的に実施されるものであるが、自らの立場性に応じて不要な混乱をきたすことなく、目標とビジョンを共有し、一連の計画に即して矛盾や誤謬なく実施し、目標に到達するための基礎的条件ともいえる。

薬物濫用防止教育に「教育」という視点で先行する学校薬剤師、地域の薬物乱用防止指導員などの指導の機会を作ること、あるいはさまざまに提示される教育資材などを利用した地域の薬剤師を中心とした共助職の「薬物濫用防止」にむけた人材開発が次段階の課題となる。

参考文献書籍等

1 薬物乱用防止教室推進の手引き

公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

2 薬物乱用防止マニュアル Q&A 「ダメ。ゼッタイ。」

公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

3 児童および青少年のくすり教育プログラムガイド

(くすり教育教本)

一般社団法人 くすりの適正使用協議会

4 「医薬品」に関する教育の考え方・進め方指導者用解説

書小中高付き 公益財団法人 日本学校保健会

5 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料

公益財団法人 日本学校保健会

表1
薬物事犯（検挙人員）数の年次推移及び検挙者の内訳（組織暴力団、外国人）

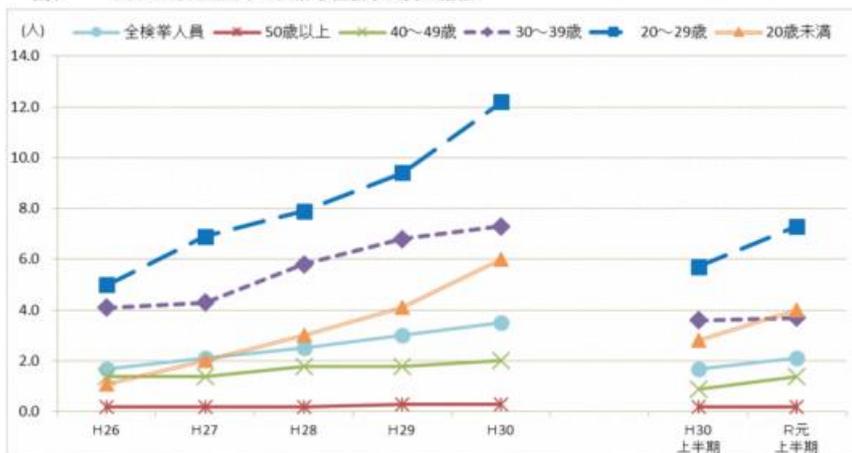
事犯		H26	H27	H28	H29	H30	H30上半期	R元上半期
覚醒剤	検挙人員数	15,355	15,980	15,219	14,325	14,135	6,768	5,546
	組織暴力団比率%	55.0	51.8	48.5	47.0	47.1	47.7	43.1
	外国人比率%	5.4	5.4	5.8	7.0	6.4	5.6	8.4

事犯		H26	H27	H28	H29	H30	H30上半期	R元上半期
大麻	検挙人員数	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	2,203	2,646
	組織暴力団比率%	27.5	28.1	25.6	24.7	21.3	22.8	17.8
	外国人比率%	7.6	7.3	7.1	8.3	7.1	7.6	7.4

事犯		H26	H27	H28	H29	H30	H30上半期	R元上半期
麻薬及び 向精神薬	検挙人員数	378	398	412	409	415	223	214
	組織暴力団比率%	28.6	20.1	15.8	16.9	12.0	14.8	16.4
	外国人比率%	13.0	17.8	19.9	24.9	32.0	31.4	24.2

警察庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課
令和元年上半期における組織犯罪の情勢【暫定値】令和元年9月
図表2-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移 より抽出・改編

図1 人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移



出典：警察庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課
令和元年上半期における組織犯罪の情勢【暫定値】令和元年9月
図表2-8人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移

表2
薬物事犯別密輸入検挙人員の推移及び検挙者の内訳（組織暴力団、外国人）

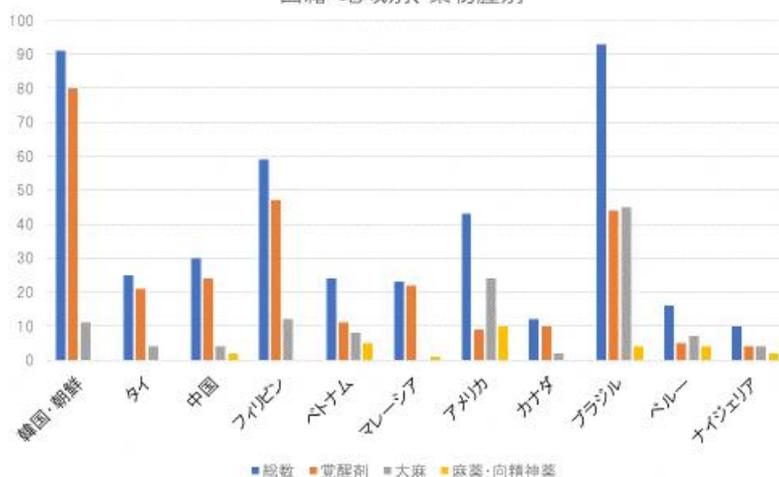
事犯		H26	H27	H28	H29	H30	H30上半期	R元上半期
覚醒剤	検挙人員数	176	96	97	153	157	60	116
	組織暴力団比率%	14.2	19.8	11.3	9.2	20.4	13.3	13.8
	外国人比率%	76.7	75.0	75.3	78.4	65.6	68.3	70.7
	Total %	90.9	94.8	86.6	87.6	86.0	81.6	84.5

事犯		H26	H27	H28	H29	H30	H30上半期	R元上半期
大麻	検挙人員数	40	59	42	67	63	35	35
	組織暴力団比率%	10.0	3.4	7.1	11.9	19.0	28.6	0.0
	外国人比率%	57.5	35.6	50.0	53.7	39.7	40.0	51.4
	Total %	67.5	39.0	57.1	65.6	58.7	68.6	51.4

事犯		H26	H27	H28	H29	H30	H30上半期	R元上半期
麻薬及び 向精神薬	検挙人員数	63	94	78	69	92	40	41
	組織暴力団比率%	14.3	22.3	6.4	4.3	5.4	7.5	2.4
	外国人比率%	47.6	27.7	35.9	39.1	58.7	52.5	63.4
	Total %	61.9	50.0	42.3	43.3	64.1	60.0	65.8

警察庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課
令和元年上半期における組織犯罪の情勢【暫定値】令和元年9月
図表2-12 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員の推移 より抽出・改竄

図2 令和元年上半期における薬物事犯
国籍・地域別、薬物種別



警察庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課
令和元年上半期における組織犯罪の情勢【暫定値】令和元年9月
図表2-20 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況 より抽出・作成

図4 第五次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000339983.pdf

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(概要)		
戦略策定に向けた3つの視点 ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策 ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応 ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策		
5つの目標		
目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止		
<学校における薬物乱用防止教育> ○関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実 ○指導者に対する研修会等による資質向上	<関係機関等との連携、海外渡航者への広報> ○関係機関・団体と連携した広報・啓発活動 ○大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起	<広報・啓発の強化> ○科学的知見を広報・啓発資料へ反映 ○危険性等を強く印象付けられる画像等の利用
目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止		
<医療提供体制の強化> ○認知行動療法等の専門医療機関の充実 ○薬物依存症治療の従事者への研修	<社会復帰のための指導・支援> ○刑事司法関係機関等による指導・支援の推進 ○依存症相談員を配置した相談拠点の設置	<研究の推進> ○薬物乱用実態の研究の推進 ○治療回復プログラム等の効果検証
目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止		
<捜査基盤の整備と連携強化> ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化 ○合同捜査・共同検発の推進	<巧妙化・隠蔽化する密売事犯等への対応> ○サイバーパトロール等による情報収集強化 ○向精神薬悪用事例等への対応	<未規制物質等の情報収集と迅速な規制> ○高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入 ○関係機関間での迅速な情報共有
目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止		
<密輸等の情報収集・取締体制の強化> ○国内外関係機関と連携した早期の情報入手 ○取締りに必要な資機材の整備	<水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底> ○コントロール・デリバリー捜査の活用 ○合同捜査・共同検発の推進	<訪日外国人に対する広報啓発> ○多言語での発信による広報・啓発強化 ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発
目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止		
<各国・地域の薬物乱用実態等の把握> ○インターネット対策等捜査手法に係る情報収集 ○国際機関を通じた乱用薬物の情報収集	<国際的な取締体制の構築> ○国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用 ○職員の出遣等を通じた協力体制の構築	<国際会議・国際枠組への積極的な参画> ○アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有 ○国連薬業委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

表3 薬物乱用防止五か年戦略 目標1 比較対照

第四次薬物乱用防止五か年戦略	第五次薬物乱用防止五か年戦略
目標1	
青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止
項目	
(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化 ・薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実 ・薬物乱用防止教室の充実強化 ・学校と警察等関係機関・団体との連携強化 ・大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進 (2) 有職・無職少年に対する啓発の推進 ・労働関係機関・団体等による啓発の充実 ・街頭キャンペーン等による啓発の充実 (3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成 ・家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進 ・薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請 (4) 広報啓発活動の強化 ・街頭キャンペーン等による啓発の充実 ・薬物乱用防止広報等の有効活用 ・若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進 (5) 関係機関による相談体制の充実 ・相談機関間の連携強化 ・少年相談専門職員等の育成及び資質の向上 ・相談窓口の周知 (6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化 ・学校等に対する健康被害事例についての情報提供 ・少年補導活動の推進 ・関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化	(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 ・薬物乱用防止教育の内容及び啓発の充実強化 ・薬物乱用防止教室の充実強化 ・学校と警察等関係機関・団体との連携強化 ・研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上 ・大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進 (2) 有職・無職少年に対する啓発の強化 ・労働関係機関・団体等による啓発の推進 ・インターネット等を活用した広報・啓発の推進 (3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化 ・家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報啓発推進 ・関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用 ・街頭キャンペーン等による啓発の推進 ・地域における相談窓口の周知 ・薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進 (4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進 ・広報媒体等を活用した広報・啓発 ・関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進 (5) 広報・啓発の強化 ・科学的知見のさらなる活用促進 ・ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発 ・乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発 ・統一的な方針に基づく啓発の推進 (6) 広報・啓発活動による効果検証の推進 ・意識調査の実施